

# 上田市談合情報対応マニュアル

## 第1 趣旨

このマニュアルは、上田市が発注する建設工事及び建設工事にかかる測量・調査・設計並びに工事監理業務（以下「建設工事等」という。）の入札・契約の適正を期するとともに事業の円滑な執行を確保するため、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応について定める。

## 第2 一般原則

### 1 情報の確認、調書の作成・報告

- (1) 入札に付そうとする又は付した建設工事等について談合情報を受けた職員は、当該情報の提供者（以下「情報提供者」という。）に対して次に掲げる事項を確認の上、談合情報報告書（様式第1号）を作成し、速やかに契約管財課長に報告する。
  - ① 情報提供者の氏名又は名称及び住所
  - ② 入札談合に関する行為をしている者又はした者の氏名又は名称
  - ③ 入札談合に関する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実
- (2) 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。
- (3) 新聞等の報道により談合情報を把握した場合も、契約管財課長へ報告する。

### 2 談合情報の取扱い基準

談合情報として取扱う情報は、対象入札が特定され、かつ、次のいずれかの内容が含まれているものとする。

- ① 情報提供者の氏名・連絡先が明らかな情報（情報提供者が報道機関の場合も同様とする。）
- ② 談合が行われた日時、場所及びその具体的な方法が明らかな情報
- ③ 談合に関与した業者名又は人物名が特定されている情報
- ④ 談合に関与した当事者以外は、知り得ないと認められる情報又は具体的物証（詳細なメモ、テープ、写真等。）
- ⑤ 一般競争入札においては入札参加者（特定建設工事共同企業体の場合にあってはその組合せ。）

### 3 委員会への報告

契約管財課長は、第2の2に掲げる内容を含む談合情報の報告を受けた場合は、速やかに建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員長に報告する。

### 4 委員会の審議

- (1) 委員長は、第2の3により談合情報の報告を受けた場合は、委員会を招集する。
- (2) 委員会は、当該情報の信憑性及び「第3 具体的な対応」以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議する。ただし、緊急やむを得ない事情があり、

委員会を開催することができない場合は、委員長の決定をもって委員会の審議を経たものとするができる。

#### 5 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえ、第3以下の手続きにおいて、談合の事実があったと認められる場合は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第10条に基づき、速やかに公正取引委員会に通報する。また、談合の事実があったと認められない場合でも、当該情報の内容と入札の結果（金額、落札予定業者名等）が一致したときは、公正取引委員会へ通報することがある。

#### 6 警察への通報

委員会の審議を踏まえ、第3以下の手続きにおいて、談合の事実があったと認められる場合は、警察にも通報する。

### 第3 具体的対応

談合情報があった場合は、原則として次に従い対応する。

#### 1 入札執行前（郵便入札及び電子入札の場合にあっては、開札前。以下同じ）に談合情報を把握した場合

(1) 当該情報を談合情報として取り扱わないこととした場合は、次の手続きによる。

① 入札参加者全員から誓約書（様式第2号）を提出させ、「入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする」旨の宣言をした上で入札を行う。

② 入札結果が次のいずれかに合致した場合には、落札決定を保留した上で事情聴取を行う。ただし、失格基準価格制度または最低制限価格制度に該当したものについては調査を要しない。

ア 落札予定業者を指摘している情報

イ 落札金額を指摘している情報

(2) 談合情報として取り扱うこととした場合は、事情聴取その他必要な調査を行なう

#### (3) 事情聴取

事情聴取は、入札参加者全員に対し、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行う。聴取結果については、事情聴取書を作成し委員会へ報告する。

#### (4) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

聴取結果について委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札の執行を中止または延期する。

#### (5) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 聴取結果について委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書を提出させるとともに、「入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする」旨を宣言し、入札を執行する。

② 全ての入札参加者に対し、当該入札執行前に工事費内訳書の提出を求め、積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員）によりチェックを行う。

③ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該入札の執行を中止する。

(6) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、入札参加資格者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札書の到着期限後、入札参加者に対し談合情報を受信した旨および談合情報とほぼ一致した場合には事情聴取を行い、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には入札を無効とすることがある旨を通知して開札する。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後においては入札結果を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きによるものとする。

(1) 契約（仮契約を含む）締結以前の場合

① 契約管財課長は、当該談合情報に次のいずれかに該当する情報が含まれている場合には、契約の締結を留保し、委員長へ報告する。

ア 具体的な物証

イ その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

② 事情聴取は、入札参加者全員に対して速やかに行う。聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員長へ報告する。

③ 事情聴取の結果に基づく談合情報の存否の認定は、委員会の審議を経て行う。

④ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とする。

⑤ 談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書を提出させた上で落札者と契約を締結する。

(2) 契約（仮契約を含む）締結後の場合

① 事情聴取は、入札参加者全員に対して速やかに行う。聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員長へ報告する。

② 事情聴取の結果に基づく談合情報の存否の認定は、委員会の審議を経て行う。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する

④ 談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させる。

3 報道機関への対応

報道機関への対応は契約管財課長が行う。

第4 個別手続きの手順等

1 報告書等

入札に付そうとする又は付した建設工事等について、入札談合に関する情報があった場合には、その内容を詳細に聴取し、情報の内容を談合情報報告書にまとめること。

また、情報提供者に対しては、当該情報内容を公正取引委員会及び警察本部へも情報提供するよう要請する。

## 2 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報等は、談合情報に関する資料の送付について（様式第3号）により契約管財課長が行う。
- (2) 公正取引委員会への通報の窓口は、公正取引委員会事務総局である。
- (3) 通報等の内容については、提出した資料の範囲内での確かな対応ができるよう内容について整理しておく。

## 3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、次のとおり行うものとする。
  - ① 設計金額が1億円以上の建設工事等は、事業（積算）担当部長、事業（積算）担当課長、契約管財課長及び契約担当係長が行う。
  - ② 設計金額が1億円未満の建設工事等は、事業（積算）担当課長、事業（積算）担当係長、契約管財課長及び契約担当係長が行う。
- (2) 事情聴取する相手については、代表者等代表権を有する者又は支店長等契約締結権限を有する者（建設業法施行令第3条に規定されている使用人）及び積算担当者とする。（代表者等代表権を有する者又は支店長等契約締結権限を有する者が積算を行った場合は、これを兼ねることができる。）
- (3) 談合情報の内容により必要があると判断される場合には、入札参加者（予定者の場合も含む）の範囲内で、指定した相手に対して事情聴取を行うことができる。
- (4) 第2の3の(1)の事情聴取の結果、再聴取が必要と思われる場合は、弁護士に相談のうえ、行うことがある。

## 4 工事費内訳書のチェック

- (1) 工事費内訳書の提示に当たっては、審査担当職員等が談合の形跡がないかをチェックし、チェックが終了した時点で工事費内訳書を返却する。
- (2) 工事費内訳書のチェックに当たって不明な点がある場合は、審査担当職員等を含む複数の職員により、積算担当者など積算内容を把握している者を対象に事情聴取を行う。
- (3) 入札執行後に事情聴取を行う場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施するものとする。

附 則

（施行期日）

このマニュアルは、平成21年8月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成23年11月22日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1号)

建設工事等業者選定委員会 委員長 殿  
(財政部契約管財課長 殿)

報告者 職氏名

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	
工事名等	
入札(予定)日時	
情報提供者	1 氏名 2 連絡先(住所等) (電話番号) (会社名、役職名)
受信者	
情報手段	・電話 ・書面 ・面接
情報内容	・落札予定者 ・落札金額 ・談合等に関与した業者名等 ・落札予定業者の決定方法 ・物証(・録音テープ ・写真 ・メモ 等)
応答の概要	
問い合わせ先	

談 合 被 疑 事 実 報 告 書

事実を得た日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
工事名	
入札(予定)日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
談合被疑事実を 申し出た職員	部(局) 課 係 役職等 氏名
談合被疑事実の根拠	
問い合わせ先	

(ア) 談合被疑事実を得た根拠となる資料についても添付すること。

(様式第2号)

誓 約 書

年 月 日

上田市長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

① 落札者がある場合

今般の下記工事の競争入札に関し、談合等の不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後とも関係法規を遵守することを誓約し、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

② 落札者以外の入札参加者

今般の下記工事の競争入札に関し、談合等の不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後とも関係法規を遵守することを誓約します

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1 工事名

2 工事場所

(様式第3号)

〇〇 契 第 号  
年 月 日

公正取引委員会事務総局

上田市長

談合情報に関する資料の提出について

当市が発注する  
とお送りいたします。

工事の入札に係る談合情報に関する資料を別添

記

(別添資料)

- 1 談合情報報告書
- 2 事情聴取書
- 3 誓約書
- 4 入札経過書
- 5 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
- 6 その他（契約解除等）

備考 別添資料の該当する番号を○で囲むこと。